

請 書 (案)

令和8年 月 日

支出負担行為担当官
東京管区気象台長 殿

受注者
氏 名

下記契約条項承知のうえ、「名古屋地方気象台健康診断(単価契約)」をお請けします。

記

- | | | |
|---|---------|---------------------|
| 1 | 契 約 件 名 | 名古屋地方気象台健康診断(単価契約) |
| 2 | 履 行 内 容 | 仕様書のとおり |
| 3 | 契 約 単 価 | 契約業者確定後記載 |
| 4 | 履 行 場 所 | 仕様書のとおり |
| 5 | 履 行 期 間 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日 |
| 6 | 代金支払方法 | 検査合格の都度、請求 |
| 7 | その他の条件 | 裏面記載の条件による |

1. 基本事項

- | | |
|-----------|--|
| イ 契約保証金 | 免除 |
| ロ 検査の時期 | 履行を完了した旨の通知を受けてから10日以内。 |
| ハ 代金の支払時期 | 検査合格後、適法な請求書を受理した日から30日以内。 |
| ニ 支払遅延利息 | 前号の時期に支払われなかったときは、その支払遅延日数に応じ未支払金額に対し、年2.5%の割合をもって計算した額を払う。
但し、総額100円未満及び100円未満の端数は支払わない。 |
| ホ 違約金 | 契約の解除部分に対する価格の100分の10を徴収する。 |
| ヘ 延滞金 | 履行期限内に作業を完了しないときは、期限の翌日より起算して完了当日まで契約金額（既済部分があるときにはこれを控除する。）に対して年3.0%の割合をもって延滞料を徴収する。 |
| ト 紛争の解決 | 本契約に関して疑義紛争を生じた場合は、双方協議のうえ、解決するものとする。
なお、解決しないときは、東京地方裁判所を所轄裁判所として訴訟を行うものとする。 |

仕 様 書

令和 8 年 1 月
名古屋地方気象台

1 件 名

名古屋地方気象台健康診断（単価契約）

2 目 的

名古屋地方気象台において、職員の健康管理のため人事規則 10-4（職員の保健及び安全保持）に基づく職員の健康診断を実施することを目的とする。

3 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）～令和 9 年 3 月 31 日（水）

4 履行場所

6 実施方法のとおり

5 検査項目・対象者・受診人数・検査期日

○ 一般定期健康診断（7月頃予定）※客痰細胞検査は1月頃予定

検査項目	受診人数	検査期日
問診（既往歴、業務歴、自覚・他覚症状）	約 40	7月頃
身体計測（身長・体重・肥満度・腹囲）	約 40	同上
視力、聴力検査	約 40	同上
胸部 X 線撮影	約 40	同上
血圧測定	約 40	同上
尿検査（蛋白、糖、潜血、ウロビリノーゲン、PH）	約 40	同上
血液検査（WBC、RBC、Hb、Ht、Plt）	約 40	同上
肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP）	約 40	同上
血液脂質（TG、LDL-C、HDL-C）	約 40	同上
尿酸検査（UA）	約 40	同上
血糖検査（血糖、HbA1c）	約 40	同上
心電図検査	約 20	同上
便潜血反応検査	約 20	同上
胃部 X 線検診	約 10	同上

筋骨格系に関する検査		
(a) 上肢の運動機能、圧痛点等の検査		
(b) その他医師が必要と認める検査		

6 実施方法

- (1) 一般定期健康診断（喀痰細胞検査を除く）及び婦人科検診については、受注者指定医療機関（名古屋市内）にて実施すること。
- (2) 特別定期健康診断及び情報機器作業従事者健康診断については、必要な器材等を持参して名古屋地方気象台（名古屋市千種区日和町 2-18）会議室で実施すること。
- (3) 特別定期健康診断及び情報機器作業従事者健康診断について、検診日に検診できない職員は別途受注者指定医療機関にて実施すること。
- (4) 特別定期健康診断及び情報機器作業従事者健康診断について、同日に行うこと。また、実施日は連続した2日間のおよそ9時00分から12時までとすること。

7 監督

- (1) 発注者が任命する監督職員により作業内容が仕様書に適合するか否かについて監督を行うものとする。
- (2) 監督職員は、作業の進捗状況及び提出書類の内容に関して、受注者に対し補足説明を求め、また、補足資料の提出を要求することができる。受注者は、その説明資料の提出及び方法について監督職員の指示によるものとする。
- (3) 本仕様書の各項及び細則について、疑義を生じた場合又は不明の場合は、監督職員と打ち合わせの上、その指示によること。
- (4) 受注者は本仕様書の内容において、前項の指示を文書によって行うよう要求することができる。

8 検査

- (1) 受注者から提出された結果報告書により、発注者が任命した検査職員が検査を実施するものとする。
- (2) 検査は、本仕様書に適合するか否かにより、合格または不合格の判定を行うものとする。
- (3) 受注者は、検査職員が行う検査に対して必要な書類等を用意し、検査職員の検査の遂行に協力すること。

9 提出書類

受注者は、検診終了後、検診結果報告書及び特定健診に係る XML データを30日以内に1部提出すること。

10 指示事項

検診日は事前に監督職員と調整を取り、受注者指定医療機関の診療時間内に行う事とする。

11 秘密の保持

- (1) 受注者は、本件委託業務を自ら実施し、業務の全部又は一部を再委託することを禁止する。
- (2) 受託者は、健康診断の個人データを個人情報の保護に関する法律に基づき、適正に管理するものとする。
- (3) 受託者は、本業務の内容及び検査結果を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 当台に対する健康診断結果の提供は、個人情報の保護に関する法律第23条の第三者提供の制限を受けないものとみなす。
- (5) 健康診断結果の提供については、受診者の同意が得られているものとみなす。

○情報管理体制

- ① 受注者は、本業務で知り得た保護すべき情報(契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、当庁が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。以下同様。)を適切に管理するため、次の履行体制を確保するとともに、発注者に対し「情報管理体制図」及び「情報取扱者名簿」(別紙1)を提出し、当庁の同意を得ること。また、これらに記載した情報に変更がある場合は、その都度当庁の同意を得ること。なお、入札参加にあたり事前に同意を得た内容に変更がない場合には同意を得る必要はない。

(確保すべき履行体制)

- ・ 本業務で知り得た保護すべき情報の取扱者は、当該業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。
 - ・ 本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。
 - ・ 当庁が同意した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。
- ② 本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。ただし、当庁が同意した場合はこの限りではない。
 - ③ 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い(返却・削除等)については、当庁の指示によること。
 - ④ 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに当庁へ報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、当庁が行う報告徴収や調査に応じること。

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

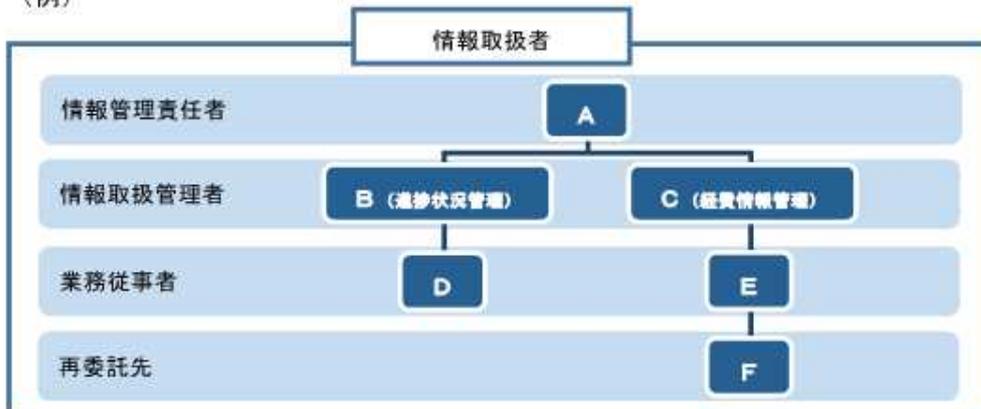
① 情報取扱者名簿 ※情報取扱者は本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。こと。

	氏名	住所	生年月日	所属部署	役職
情報管理責任者 (※1)	A				
情報取扱管理者 (※2)	B				
	C				
業務従事者 (※3)	D				
	E				
再委託先	F				

- (※1) 本業務における情報取扱のすべてに責任を有する者。
 (※2) 本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
 (※3) 本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
 ※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。

② 情報管理体制図

(例)



※本業務の遂行にあたって、保護すべき情報を取り扱うすべての者を記載すること（再委託先も含む）。

③ その他

- ・別途提出している資料により必要な情報を確認できることを担当部局が認める場合には、当該資料で代用することができる。
- ・情報管理規則等の内規を別途添付すること。
- ・必要に応じ、本別紙〇記載の内容を確認するため追加で提出を求める場合がある。